

令和 5 年 1 月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び
令和 7 年 4 月 30 日付け米国防省の監査報告書について（要請）

令和 7 年 6 月 10 日、防衛省北関東防衛局から、令和 5 年 1 月に発生した横田飛行場における PFOS 等を含む水の漏出及び令和 7 年 4 月 30 日付の米国防省の監査報告書について、東京都及び基地周辺自治体に情報提供があった。

令和 5 年 1 月に発生した PFOS 等を含む水の漏出事案に関しては、「漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった」、また、「漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した」としている。米国防省の監査報告書に関しては、同事案で発生した PFOS 等を含む水を「適切に保管しなかった」としており、また、PCB 廃棄物の処分に当たり、「所定の手続を踏まなかった」ものの、PCB 廃棄物は低濃度で、「輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された」としているほか、「注意喚起を受けた 3 つの勧告への対応は完了している」とのことである。

しかしながら、特に、令和 5 年 1 月に発生した事案について、当協議会は、これまでも事実関係を明らかにするよう繰り返し求めてきたにもかかわらず、情報提供がなのまま公表や報道がなされたことや、事案発生から 2 年以上、かつ、公表後 1 か月以上経過してから都と基地周辺自治体に情報提供されたことは大変遺憾である。

基地内の環境問題は、周辺住民の生命、健康に重大な影響を与える可能性がある。貴職においては、このような状況を十分認識し、下記のとおり対応するよう要請する。

記

- 1 本件以外に、PFOS 等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか確認するとともに、その結果を情報提供すること。
- 2 環境に影響を及ぼす事故を未然に防止するため、施設等の万全な整備、点検及び適切な運用を行うこと。
- 3 基地内の環境に関する情報や環境対策への対応状況など、基地の管理及び運用に伴い、地元自治体に影響を与える事柄については、適時適切に情報提供を行うこと。

令和 7 年 6 月 11 日

在日米軍横田基地第 374 空輸航空団司令官

リチャード F. マックエルハニー大佐 殿

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会

会 長	東京都知事	小 池	百合子
副会長	昭島市長	白 井	伸 介
	立川市長	酒 井	大 史
	福生市長	加 藤	育 男
	武蔵村山市長	山 崎	泰 大
	羽村市長	橋 本	弘 山
	瑞穂町長	山 崎	栄

令和7年6月10日
北 関 東 防 衛 局

2023年1月に発生した横田飛行場におけるPFOS及びPFOA
を含む水の漏出について

1. 今般、本件について米側から回答を得たところ、以下のとおりです。
 - ・ 2023年1月25日及び26日、横田飛行場内の売店の搬入口の消火システムにおいて、寒冷な天候状況により凍結し、破裂した加圧型配管から、PFOS及びPFOAを含む水、約250ガロンが搬入口に漏出した。
 - ・ この消火システムは、日本の設計による湿式泡消火システムであった。これらのシステムは、適切に機能するために配管内に水を必要とする。なお、漏出した水にPFOS及びPFOAが含まれていたのは、旧式の泡消火薬剤が新式の泡消火薬剤に交換された際、(旧式の泡消火剤の一部が)配管から排水されなかったためである。
 - ・ 漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった。
 - ・ 漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した。
 - ・ 本事案を受けた再発防止策として、横田飛行場内の他の湿式泡消火システムの配管は、凍結温度にさらされないようにするか、減圧している。

2. 防衛省としては、米側に対し、PFOS及びPFOAの適切な管理及び漏出防止の徹底を求め、引き続き、関係省庁や関係自治体と連携し、地域の皆様の不安払しょくに努めてまいります。

3. なお、本年4月30日付けで公表された米国防省の監査報告書の概要は、別紙のとおりです。

2025年4月30日付け米国防省の監査報告書の概要

1. PFOS及びPFOAで汚染された廃棄物の保管について

- ・ 2023年1月25日及び26日、横田飛行場において、寒冷な天候状況により、消火システムから、PFOS及びPFOAを含む水（以下「PFOS等含有水」という。）、約250ガロンが漏出した。
- ・ 当該PFOS等含有水について、第374空輸航空団は、2023年2月、横田基地内の売店裏に保管した。同航空団は、立入禁止と警告する英語と日本語の標識を掲示したが、保管されていた区域は、基地内の人間が容易にアクセス出来る場所であった。なお、保管された容器からのPFOS等含有水の漏洩は確認されなかった。
- ・ 日本環境管理基準（JEGS）には、有害廃棄物保管区域への人の無許可のアクセスを防止しなければならないと記載されているが、第374空輸航空団は、指定された有害廃棄物保管場所が満杯であり、また、指定場所の外に適切に保管するための手順が整っていなかったため、PFOS等含有水を適切に保管しなかった。
- ・ 本事案を受け、既存の有害廃棄物保管施設が満杯であった場合の有害廃棄物の保管計画の作成・実施について勧告がなされた。
- ・ なお、第374空輸航空団は、PFOS等含有水を有害廃棄物保管場所に移動させた後、同年7月7日、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分した。

2. 低濃度PCBを含む変圧器の処分について

- ・ 第374空輸航空団は、2019年11月に発注した横田飛行場内の熱電併給プラントの新設工事に伴い解体した変電所内の低濃度PCBを含む変圧器2基を処分するため、省エネパフォーマンス契約（ESPC）による事業者と同変圧器の所有権を移譲した。
- ・ 2020年の日本環境管理基準（JEGS）では、PCB廃棄物は、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分することとされ、JEGSの要件の適用除外には在日米軍司令官による書面での承認が必要となっているが、第374空輸航空団は、今般のPCB廃棄物の処分に当たり、所定の手続を踏まなかった。
- ・ 本事案を受け、2022年のJEGSでは、在日米軍司令官の承認を得ることなく事業者がPCB廃棄物の所有権を移譲することが禁止され、2024年のJEGSにも引き継がれている。

- ・ なお、今般のPCB廃棄物の輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された。

3 健康、生命及び安全に関する懸念事項に係る注意喚起

- ・ 2023年7月、第374空輸航空団に対し、特に以下の問題に対する注意喚起を行ったところ、当該注意喚起を受けた3つの勧告への対応は完了している。

ア 熱電併給施設の安全な運用に必要な、運用及び維持管理に関する文書がなかった。この文書がないと、第374空輸航空団は、同施設の安全な運用及び維持管理に必要な職員の配置計画や雇用が出来ず、同施設で働く職員の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

監査後、同航空団は、熱電併給施設の運用、維持管理、職員配属に係るすべての必要な文書を入手したことが確認された。よって、勧告への対応は完了している。

イ 第374空輸航空団には、水成膜泡消火薬剤（AFFF）の廃棄経路に係る漏出の防止及び対応計画がなかった。同航空団は、2023年1月25日及び26日に発生したAFFFを含む水の漏出を封じ込める方策を講じたものの、AFFFの廃棄経路に係る漏出の防止及び対応について書面での計画がないと、将来他の漏出が発生した場合に、同航空団が漏出対応及び清掃を適切に実施することが保証されない。（日本環境管理基準（JEGS）によれば、漏出の防止及び対応計画には、漏出の封じ込め及び清掃に係る責任、任務、手続、要員の具体的な規定が盛り込まれるべきである。）

同航空団は、2025年2月、漏出対応チーム、現場の要員、周辺環境の生命、健康及び安全を保護するためのAFFFの廃棄経路に特化した複数の分野を含む基地の漏出防止及び対応に係る計画を更新した。よって、勧告への対応は完了している。

ウ 2022年12月、第374空輸航空団は、横田飛行場内の9棟の建物におけるAFFFが含まれる消火システムを、給水機能と併せて停止した。これらの建物に給水機能を含む消火システムがないことにより、建物で勤務する又は建物を訪問する個人の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

影響のある建物全てで給水機能が再び始動したため、消火安全上の欠陥はもはや存在せず、危機管理計画を作成する必要はない。よって、勧告への対応は完了している。